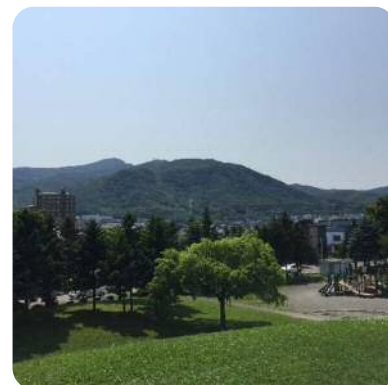


# 宮の沢中央地区 景観まちづくり指針 (最終案)



札幌市まちづくり政策局都市計画部

平成30年●月

# 目次

<b>1. 目的と位置付け</b> .....	<b>1</b>
(1) 景観まちづくり指針策定の目的 .....	1
(2) 策定までの経緯と位置付け .....	2
<b>2. 対象区域</b> .....	<b>3</b>
<b>3. 目標・方針</b> .....	<b>4</b>
(1) 景観まちづくりの目標 .....	4
(2) 景観まちづくりの4つの方針 .....	5
<b>4. 地域の魅力を維持、向上させるためのルール     (景観形成の基準)</b> .....	<b>7</b>
(1) 建築物・工作物の外構部分などのみどりに関する 事項 .....	10
(2) 建築物・工作物に関する事項 .....	12
(3) 夜間景観に関する事項 .....	14
(4) 広告物等に関する事項 .....	15
<b>5. 届出の手続き</b> .....	<b>18</b>
(1) 届出対象行為 .....	18
(2) 届出が除外となる行為 .....	18
(3) 公共事業 .....	19
(4) 届出の流れ .....	19
(5) 経過措置 .....	19
<b>6. みんなで取り組む景観まちづくり活動</b> .....	<b>20</b>
(1) 自然・みどりの魅力を維持・向上する活動 .....	20
(2) 街並み・建築物の魅力を維持・向上する活動 .....	20
(3) 地域のネットワークを生かし交流を育む活動 .....	20
(4) 安全・安心、生活のしやすさを維持・向上する活動 .....	20

# 1. 目的と位置付け

## (1) 景観まちづくり指針策定の目的

宮の沢中央地区※<sup>1</sup>は、地下鉄駅やJR駅に近接し、福祉、子育て支援、商業など生活を支援する機能が集積しており、生活利便性が高く、良好な居住環境が形成されている住宅地です。

また、手稲連山からなる山並みや二十四軒・手稲通のラベンダー、追分川の桜など、みどり豊かな街並みも地区の特徴となっています。

こうした地域特性を生かし、“住んでいる人が将来にわたって住み続けたい、地域外の人にとっても住んでみたい魅力的なまち”を目指して、平成28年度から宮の沢中央地区にお住まいの方などを対象に、まちづくりワークショップを開催してきました。

この指針は、当該まちづくりワークショップにおける意見交換のほか、地区内にお住まいの方・事業者、土地所有者を対象に行ったアンケート、意見募集の結果を踏まえて、まちづくりの目標・方針、ルールや地域活動を景観まちづくり※<sup>2</sup>の指針として定めるものです。

まちづくりに向けた思いを地域住民、事業者、札幌市などが共有し、少しずつ協働で取組を進めていくことで、良好な住環境を維持し、宮の沢中央地区の魅力の向上を図っていきます。

※<sup>1</sup> この指針では、宮の沢中央町内会区域のことを宮の沢中央地区と呼称します。

※<sup>2</sup> この指針では、宮の沢中央地区が住民ひとりひとりの資産となり、次代に引き継ぐに値する魅力的なものとなるよう、地域住民、事業者、札幌市などが協働して行う取組を「景観まちづくり」と呼称します。

## (2) 策定までの経緯と位置付け

本指針は、以下に示すとおり、宮の沢中央地区の地域住民などと札幌市が意見交換などを重ねながら協働で内容を検討し、策定したものです。

### ① 策定までの経緯

平成28年8月18日 第1回意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの取組開始</li> <li>・地域の良いところ、困っているところ、住みよいまちにするためのアイデア</li> </ul>
平成28年10月11日 第2回意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち歩きによる地域の魅力や課題の再確認</li> </ul>
平成29年2月7日 第3回意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目指すまちの姿とそれを実現するための取組について</li> </ul>
平成29年6月11日 第4回意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の魅力を維持・向上するためのまちづくりのルールや地域活動について</li> </ul>
平成29年7月29日 地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な世代で交流しながら地域の魅力を再発見する「宮の沢中央クエスト」を実施</li> </ul>
平成29年10月5日 第5回意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「景観まちづくり指針」のたたき台について</li> </ul>
平成29年 11月6日～11月20日 アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区にお住まいの方、地区で事業を営んでいる方、土地をお持ちの方を対象に、「アンケート」を実施</li> </ul>
平成29年12月19日 第6回意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの内容を踏まえ、景観まちづくり指針（素案）の内容を検討</li> </ul>
平成30年 1月22日～2月7日 意見募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区にお住まいの方、地区で事業を営んでいる方、土地をお持ちの方を対象に、景観まちづくり指針（素案）に対する意見募集</li> </ul>
平成30年3月23日 第7回意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見募集の結果を踏まえ、景観まちづくり指針（修正案）の内容確認</li> </ul>
平成30年3月	景観まちづくり指針（案）の内容の確定
平成30年6月15日	札幌市景観審議会への意見聴取
平成30年〇月予定	札幌市景観条例に基づく、景観まちづくり指針として策定・告示

### ② 位置付け

本指針は、地域住民などと札幌市がその内容を共有し、これからの宮の沢中央地区におけるまちづくりに生かしていくものであり、札幌市景観計画及び札幌市景観条例に基づく指針として位置付けます。なお、地域における建築動向やまちづくりに関する機運の高まりなど、宮の沢中央地区を取り巻く状況の変化に応じて、指針の内容を見直すことができます。

## 2. 対象区域

本指針の対象区域は、宮の沢中央地区とします。



## 3. 目標・方針

### (1) 景観まちづくりの目標

# 人と人のつながりを大切にした みどりあふれ快適な暮らしのあるまち ～誰もが住み続けたい宮の沢中央地区～

宮の沢中央地区は、西区の最西端、手稲区と接する境界に位置しています。

当地区は旧手稲町に属し、1967（昭和42）年に札幌市に編入されました。

現在は、地下鉄宮の沢駅、JR発寒駅からほど近く、福祉、子育て支援、商業など生活を支援する機能が集積しており、生活利便性が高く、子育て世帯の居住も増えてきています。

地区内では、手稲連山からなる山並みが近くに感じられ、二十四軒・手稲通のラベンダーや追分川の桜など、みどり豊かな街並みも特徴となっています。

また、地域の花植えや清掃、お祭りをはじめとする地域活動も活発に行われているなど、地区内のふれあいやつながりも大切にされています。この“人と人のつながり”が当地区の最大の特徴であり、まちづくりの根幹を成しています。

こうした特徴を生かし、人と人のつながりを大切にしながら、手稲連山を背景としたみどり豊かで住み心地の良い街並みと住環境を守り育てていきます。



## (2) 景観まちづくりの4つの方針

当地区の目標を実現するために、以下の4つの方針を定めます。

1 | 地域活動からみんなのふれあいや交流を育むまちづくり

2 | 安全・安心に散策することができるまちづくり

3 | ラベンダー通りから花とみどりがひろがるまちづくり

4 | 手稲連山を背景とした快適な生活環境を守り育てるまちづくり

1 | 地域活動からみんなのふれあいや交流を育むまちづくり

当地区には、子どもから高齢の方まで多世代の人が暮らしているほか、福祉施設、子育て支援施設、商店など様々な事業者や施設が集積しています。

これらの様々な主体が地域活動に取り組むことで、多くの人と顔見知りになり安心感が生まれ、みんなで住みよいまちをつくっていかうという機運の高まりにつながります。

地域活動からみんなのふれあいや交流を育み、住み心地のよいまちづくりを目指します。



2 | 安全・安心に散策することができるまちづくり

当地区では、子育て世代の居住が増えてきており、地域の安全・安心や防犯性の維持・向上のためのパトロールなどが行なわれています。

子どもや高齢の方も含め、地域の住民が過ごしやすく、歩きやすいまちにしていくため、安全・安心な街並みや居住環境を形成し、昼夜を問わず安全・安心に散策することができるまちづくりを目指します。



### 3 | ラベンダー通りから花とみどりがひろがるまちづくり

当地区では、地域のシンボルである二十四軒・手稻通（ラベンダー通り）や追分川のみどり、手入れされた民家の庭などが相まって、みどり豊かな居住環境が形成されています。さらに、地域の清掃、花植えなど地域活動が行われ、たくさんの人々の手によって花とみどりの魅力が維持されています。

手入れされた花やみどりは見た目に美しいだけでなく、管理が行き届いたまちの印象を与え、防犯性を高めることにつながり、安全なまちづくりにも寄与します。

当地区に住む人それぞれが、自分にできる範囲で協力して花やみどりを増やしていくことで、暮らしに彩りを添え、ラベンダー通りから花とみどりがひろがるまちづくりを目指します。



※中央分離帯にラベンダーが植栽された二十四軒・手稻通は、「ラベンダー通り」の愛称で地域のシンボルとして住民などから愛される通りとなっています。



### 4 | 手稻連山を背景とした快適な生活環境を守り育てるまちづくり

当地区は、地下鉄駅やJR駅に近接し、都市機能が集積している利便性の高い地区です。戸建て住宅などの多いエリアと高層なマンションなどの建つエリアが分かれ、整った街並みと背景に広がる手稻連山が調和し、魅力ある景観を形成しています。

当地区の美しい街並みと良好な居住環境を維持していくため、建築物などの建て方に配慮するなど、手稻連山を背景とした快適な生活環境を守り育てるまちづくりを目指します。





## 4. 地域の魅力を維持、向上させるためのルール（景観形成の基準）

「3. 目標・方針」を踏まえ、宮の沢中央地区における良好な居住環境と景観の形成に向けたまちづくりのルールを定めます。

なお、建築物・工作物に関するルールは、建築物等を今後建て替える時や、新築する時などに適用していきます。

### 「景観まちづくり推進区域」

目標・方針を地域住民などと共有し、取組を段階的に進めていく区域として、**宮の沢中央地区全体**に景観形成を誘導するための基準を定めます。

### 「景観誘導区域」

「景観まちづくり推進区域」のうち、地域住民などが景観形成上特に重要であると感じている下記2つの区域について、よりきめ細やかにまちづくりのルールを定め、周囲との調和を重視しながら積極的に景観形成を誘導するための基準を定めます。

当区域内では、景観計画区域における届出対象行為に加え、一定規模を超える建築物の建築や広告物の掲出などの行為を届出対象行為とします。（P18参照）

なお、届出対象行為に該当しない建築物などについても、この指針の目標・方針を踏まえ、当基準を尊重するものとします。

#### ①【二十四軒・手稻通（ラベンダー通り）に面する区域】

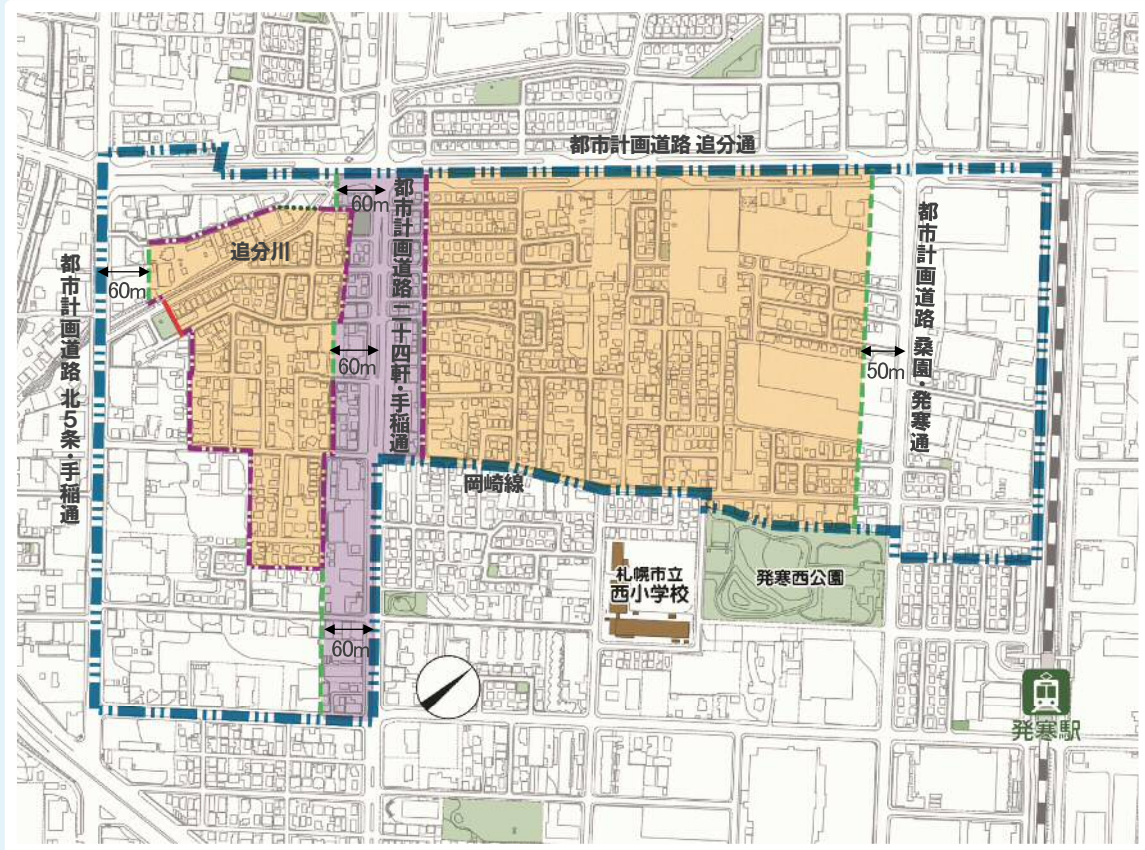
二十四軒・手稻通（ラベンダー通り）は、多くの人が景観上重要な通りであると感じていることから、通りに面する区域では緑化を積極的に促すルールにより、みどりの連続性を創出していきます。

#### ②【戸建て住宅が多い区域】

低層な戸建て住宅が多く立地している区域では、手稻連山の山並みと調和した良好な住環境が形成されており、建築物の高さや敷地の分割に関するルールにより、この良好な住環境が維持・向上されるよう誘導していきます。

# 「景観まちづくり推進区域」 「景観誘導区域」

「景観まちづくり推進区域」と「景観誘導区域」は下図のとおりとします。



## 【凡例】

- |   |                                      |   |              |
|---|--------------------------------------|---|--------------|
|  | 景観まちづくり推進区域<br>(宮の沢中央地区全体)           |    | 小学校          |
|  | 景観誘導区域①<br>[二十四軒・手稲通(ラベンダー通り)に面する区域] |    | 主な公園緑地       |
|  | 景観誘導区域②<br>[戸建て住宅などが多い区域]            |    | JR駅          |
|  | 地番界                                  |    | 道路中心線        |
|  | 見通し線                                 |   | 道路の中心からの距離指定 |
|   |                                      |  | JR路線         |

# [基準の見方]

## 景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり  
推進区域内共通

①地区のみんなが、それぞれできる範囲で緑化やみどりの維持管理に努めましょう。

**＝解説＝**

○手稲連山を背景としたみどり豊かなイメージを地区内で共有するため、建築物の外構部分などの緑化に努めましょう。

既存のみどりはできる限り保全



新たな緑化で潤いと  
やすらぎを創出

**【対象区域】**

(景観まちづくり推進区域)  
・景観形成の基準が適用される区域を示しています。

**【基準】**

(景観まちづくり推進区域)  
・景観まちづくり推進区域内における基準を示しています。

**【解説】**

・基準の内容に沿った具体的な留意点や解説図を記しています。

## 【景観誘導区域①】二十四軒・手稲通（ラベンダー通り）に面する区域に関する事項

景観誘導  
区域①

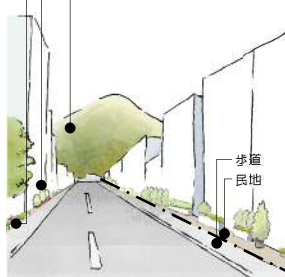
①通りに接する敷地部分は、隣地の植栽や街路樹など、周辺のみどりとの連続性を意識し、効果的な緑化を行いましょう。

**＝解説＝**

○道路沿いの花やみどりがつながることで、街並みに一体感が生まれます。特に、人通りの多い道路沿いでは、周囲の植樹樹や隣地に植えられている花や樹木などを意識して同種のものを選定するなど、効果的な緑化を行いましょう。

○プランターなどを設置する場合、その色彩や素材は、周囲の街並みとの調和に配慮したものとしましょう。

周囲の花や樹木を意識した緑化、植木鉢などの色彩や素材は周囲の街並みと調和  
街路樹など周辺のみどりや背景の山並みとのつながりを意識



**【対象区域】** (景観誘導区域①)

・景観まちづくり推進区域のうち、積極的に景観形成を誘導するための基準が適用される区域を示しています。(※届出対象行為に該当する場合においては、届出が必要になります。)

**【基準】** (景観誘導区域①)

・景観まちづくり推進区域内の基準に加えて、景観誘導区域内において、積極的に景観形成を誘導するための基準を示しています。

## 【景観誘導区域②】戸建て住宅などが多い区域に関する事項

景観誘導  
区域②

①高さが15m（5階建て程度）を超える建築物を建てる場合は、道路境界からの壁面位置の後退や緑化に努め、圧迫感を軽減しましょう。

**＝解説＝**

○街並みとの連続性や山並みへの眺望に配慮し、建築物の高さが15m（5階建て程度）を超える場合は、できるだけ道路境界からの壁面位置の後退や緑化に努め、圧迫感を軽減しましょう。



②敷地を分割する際は、あまり小さくならないようにしましょう。

**＝解説＝**

○敷地の細分化が進み、狭小な敷地に高密度に建築物が建ち並ぶようになると、冬期間の雪置き場の確保が困難になるなど、良好な居住環境の維持が難しくなるおそれがあります。○良好な住環境を維持していくため、敷地を分割する際は、あまり小さくならないようにしましょう。

**【対象区域】** (景観誘導区域②)

上記と同様です。

**【基準】** (景観誘導区域②)

上記と同様です。

## (1) 建築物・工作物の外構部分などのみどりに関する事項

### 景観まちづくり推進区域に関する事項

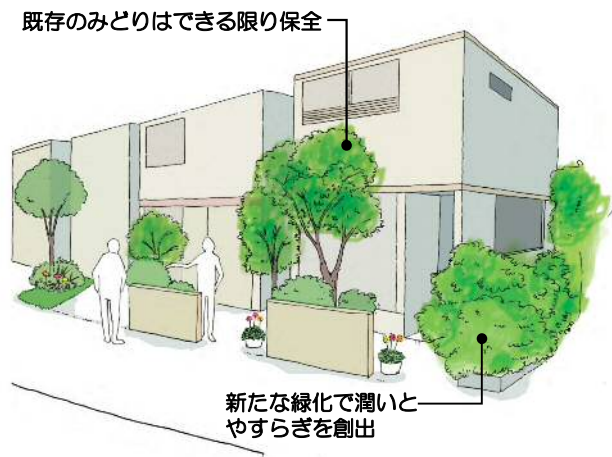
景観まちづくり  
推進区域内共通



①地区のみんなが、それぞれできる範囲で緑化やみどりの維持管理に努めましょう。

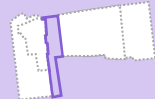
#### ＝解説＝

○手稲連山を背景としたみどり豊かなイメージを地区内で共有するため、建築物の外構部分などの緑化に努めましょう。



### 【景観誘導区域①】二十四軒・手稲通（ラベンダー通り）に面する区域に関する事項

景観誘導  
区域①

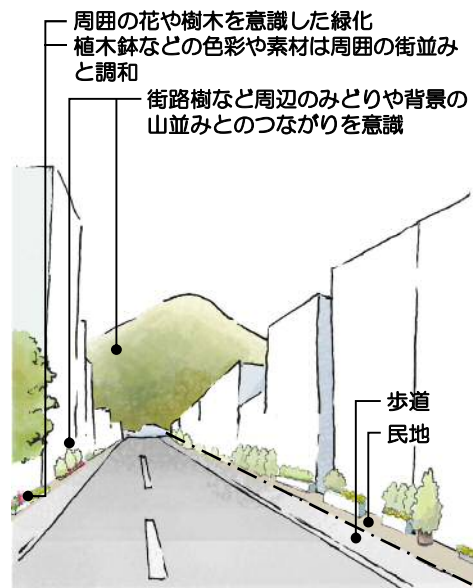


①通りに接する敷地部分は、隣地の植栽や街路樹など、周辺のみどりとの連続性を意識し、効果的な緑化を行いましょ。

#### ＝解説＝

○道路沿いの花やみどりがつながることで、街並みに一体感が生まれます。特に、人通りの多い道路沿いでは、周囲の植樹柵や隣地に植えられている花や樹木などを意識して同種のものを選定するなど、効果的な緑化を行いましょ。

○プランターなどを設置する場合、その色彩や素材は、周囲の街並みとの調和に配慮したものとしましょ。



②店舗などの人の多く集まる場所では、主要な出入口へのアプローチなどで花やみどりによる演出を行いましょう。

＝解説＝

○多くの人々が集まる場所は、地区のイメージを印象付ける上で重要となります。そのため、主要な出入口へのアプローチなどを植樹やプランターの設置などにより演出することで、魅力的な空間を創出しましょう。なお、プランターなどを設置する際には、車椅子利用者の妨げにならないなど、利用者の動線に配慮しましょう。



## (2) 建築物・工作物に関する事項

### 景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり  
推進区域内共通



①周囲の建築物と高さを揃えるなど、街並みとの連続性や山並みへの眺望に配慮した建て方に努めましょう。

#### ＝解説＝

- 手稲連山をはじめとする山並みは地域の象徴であり、山並みへの眺望により自然環境の豊かさを感じることができます。
- 建築物の新築などを行う際は、周囲の建物と高さを揃えるなど、街並みとの連続性や山並みへの眺望に配慮した建て方に努めましょう。

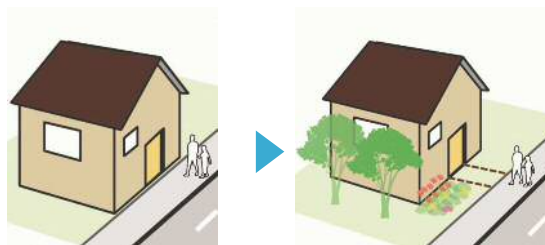


山並みへの眺望に配慮された連続性のある街並み

②建築物・工作物はできる範囲で敷地境界から後退させ、ゆとりある住環境の確保に努めましょう。

#### ＝解説＝

- 建築物・工作物を建てる時に敷地の境界から少し離すようにすると、プライバシーや緑化スペース、冬期間における雪の堆積場所の確保につながります。
- 建築物・工作物を建てる時は、敷地境界に対してできる範囲で後退させ、ゆとりある住環境の確保に努めましょう。



建築物をできる範囲で後退し、ゆとりある住環境を確保

### ③周囲の街並みと調和を意識したデザインに努めましょう。

#### ＝解説＝

○建築物・工作物の意匠や色彩は、地域らしさや一体感を出すために景観上重要な要素です。

○建築物・工作物の新築などを行う際には、周辺との調和に配慮し、突出した形態や過度に鮮やかな色彩のものは避けるように努めましょう。

※なお、札幌市では、建築物等が周辺環境に調和し、誰もが綺麗と感じる魅力ある札幌の色彩として、「札幌の景観色70色」を定めています。（P17参照）



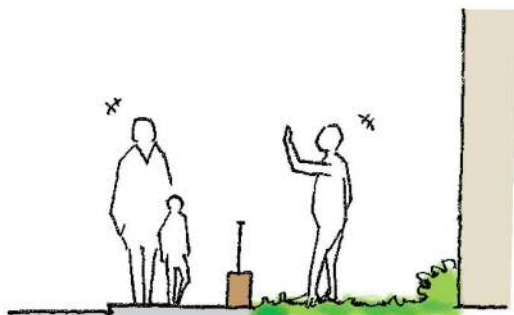
突出した形態や過度に鮮やかな色彩の使用を控えた建築物・工作物

### ④塀・柵を設ける場合は、周囲の街並みと調和するよう高さ・意匠への配慮に努めましょう。

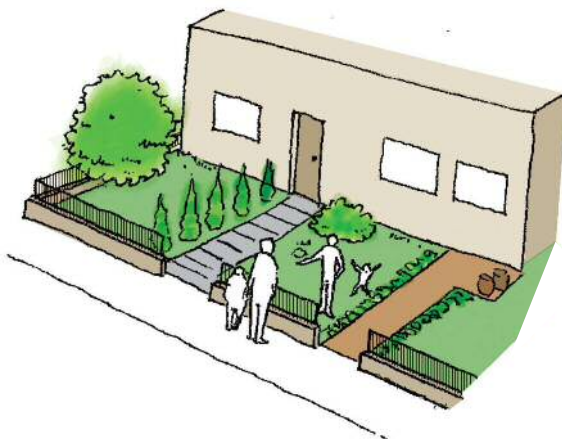
#### ＝解説＝

○個別の住宅において視認性を確保することで、地域の中での顔見知りが増え、コミュニティの維持・形成、住民同士の見守りなどにより防犯性の向上につながります。

○塀・柵を設置する場合は、周囲の街並みとの調和に配慮した見通しの利く高さや形態・意匠に努めましょう。

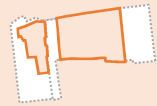


周囲の街並みと調和した見通しの利く塀、柵



## 【景観誘導区域②】戸建て住宅などが多い区域に関する事項

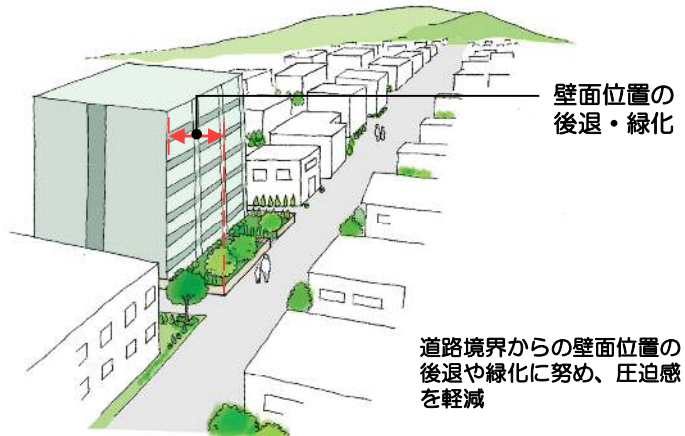
景観誘導  
区域②



①高さが15m（5階建て程度）を超える建築物を建てる場合は、道路境界からの壁面位置の後退や緑化に努め、圧迫感を軽減しましょう。

### ＝解説＝

○街並みとの連続性や山並みへの眺望に配慮し、建築物の高さが15m（5階建て程度）を超える場合は、できるだけ道路境界からの壁面位置の後退や緑化に努め、圧迫感を軽減しましょう。



②敷地を分割する際は、あまり小さくならないようにしましょう。

### ＝解説＝

○敷地の細分化が進み、狭小な敷地に高密度に建築物が建ち並ぶようになると、冬期間の雪置き場の確保が困難になるなど、良好な居住環境の維持が難しくなるおそれがあります。  
○良好な住環境を維持していくため、敷地を分割する際は、あまり小さくならないようにしましょう。

## （3）夜間景観に関する事項

### 景観まちづくり推進区域に関する事項

景観まちづくり  
推進区域内共通



①夜間における歩行者などの安全性を向上させるため、適宜、屋外照明を設け、点灯するよう努めましょう。

### ＝解説＝

○歩行者にとっての夜間の安全性を向上させるため、適宜、外構などに屋外照明を設置し、可能な限り点灯するように心がけましょう。

歩行空間を照らす屋外照明の設置

人が多く歩く時間帯は可能な限り点灯

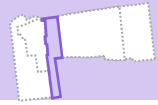




## (4) 広告物等に関する事項

### 【景観誘導区域①】二十四軒・手稻通（ラベンダー通り）に面する区域に関する事項

景観誘導  
区域①



①ラベンダー通り沿いの広告物等は周囲との調和を図るため、必要最低限の大きさとし、多色や華やかな色合いにならないようにしましょう。

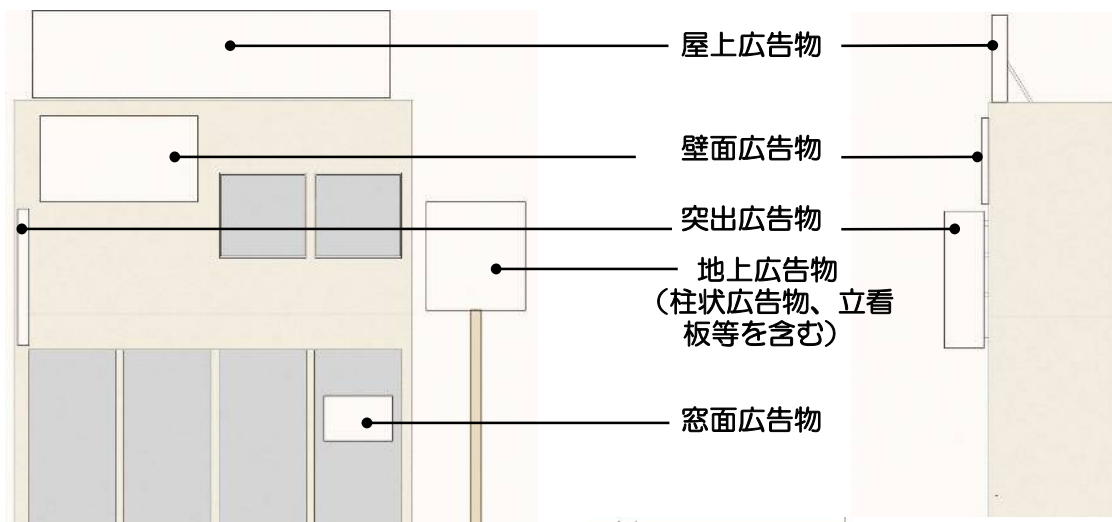
#### ＝解説＝

○ラベンダー通りのみどり豊かな景観を生かすため、広告物等は必要最低限の大きさとし、色彩も華やかなものを使用しないようにしましょう。

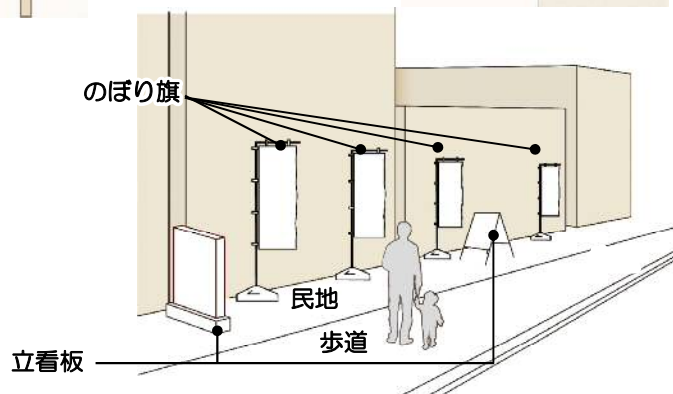
#### <広告物等とは>

広告物（常時又は一定の期間、屋外で継続して公衆に表示された、はり紙・はり札・立看板・広告塔のほか、建築物の壁面等に掲出されているもの）と、案内サイン（特定の事務所、店舗等や、特定の場所への案内又は誘導を目的とする広告物。公共機関が掲出するものも含む）を総称したものの。

#### 【広告物等のイメージ】



#### 【立看板、のぼり旗のイメージ】



## 広告物の参考例

広告物のベースとなる「地」の部分は華美な高彩度色や原色、発色が良い色彩を避け、落ち着いた色彩を使用するよう努めましょう。

ただし、自然素材で無着色の木材や石材、レンガ、金属材等、及びこれらに類するものの色彩は上記に該当しないものとします。

### ○色彩の彩度に注意しましょう



高彩度色や原色、発色が良い色彩の使用は控えましょう。



ベースとなる「地」には落ち着いた色彩を使用しましょう。



「地」を無彩色にして文字に原色を使用するなど工夫をしましょう。



コーポレートカラーなどで鮮やかな色彩を使用する場合は広告物自体の面積を小さくするなど配慮しましょう。

### ○色数に注意しましょう



広告物は多色にならないように配慮しましょう。



「地」は落ち着いた色彩を用いて文字やポイントにアクセントカラーを取り入れるなど工夫をしましょう。

### ○街並みに配慮しましょう



「向こう三軒両隣」を意識して、広告物の色彩が周囲の景観と調和するに配慮しましょう。

## 札幌の景観色70色

市民のみなさんの意見や、調査・研究により、誰もが綺麗であると思える色彩を70色選んでいます。それぞれの色に風土イメージを連想しやすいように、札幌らしいオリジナルの色名をつけていますが、これは市民のみなさんの心に働きかけ心に留めておけるように名づけたものです。色から言葉へ、言葉から色へ。色から連想するイメージをひろげ、さらに色名から配色をイメージしてください。

俗に言う「向こう三軒両隣」は景観における意識の持ち方について重要なキーワードです。初めに計画建物の両隣を意識し、次に向かい側の建物も同時に眺め、さらに周辺へ目を配り、全体の調和がとれるように考えます。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A 95%	10RP 9.0/0.8 Vp.-1 tone 薄桜 うすざくら	25YR 9.0/0.5 Vp.-1 tone 雪灯 ゆきあかり	10YR 9.0/0.5 Vp.-1 tone 乳白 ミルクスノー	5GY 9.0/0.5 Vp.-1 tone 鈴蘭 すずらん	10G 9.0/0.8 Vp.-1 tone 陽光白 シャインホワイト	5BG 8.5/1.0 Vp.-1 tone 氷白 アイスグリーン	7.5PB 9.0/2.0 Vp.-2 tone 氷柱 つらら	2.5P 9.0/2.0 Vp.-2 tone 雪花 せつか	10B 9.0/1.5 Vp.-1 tone 水晶白 クリスタルホワイト	N9 新雪 しんせつ
B 90%	5RP 8.5/0.5 Vp.-1 tone 綿毛 わたげ	5YR 8.5/0.5 Vp.-1 tone 百合が原 ゆりがはら	7.5Y 8.5/1.0 Vp.-1 tone 白樺 しらかば	5GY 8.5/1.5 Lgr.-1 tone 霧の薔 ふきのとう	7.5G 8.0/2.0 Lgr.-1 tone 氷雨 ひさめ	5BG 8.0/2.0 Lgr.-1 tone 雪まつり ゆきまつり	6PB 8.5/2.0 Lgr.-1 tone 雪虫 ゆきむし	5RP 8.0/1.5 Lgr.-1 tone リラ露 りらかすみ	10B 8.0/1.5 Vp.-1 tone 凍白 とうはく	PB N8.5 霧水 むひょう
C 85%	10R 8.0/1.0 Lgr.-1 tone 白茶 しらちゃ	7.5YR 7.5/1.0 Lgr.-1 tone 雪消水 ゆきけみず	5Y 8.0/2.0 Lgr.-1 tone 札幌玉葱 さっぽろたまねぎ	5GY 8.0/2.0 Lgr.-1 tone キャベツ きゃべつ	5G 7.0/2.0 Lgr.-2 tone 創成柳 そうせいやなぎ	5BG 7.0/2.0 Lgr.-2 tone 樹氷 じゅひょう	6PB 7.0/2.0 Lgr.-2 tone 雪影 ゆきかげ	5RP 7.0/2.0 Lgr.-2 tone ライラック らいらく	2.5B 7.0/2.0 Lgr.-2 tone 薄氷 うすこおり	PB N7.5 銀鱗 ぎんりん
D 80%	10R 7.0/1.5 Lgr.-2 tone カフェ・オーレ かふえ・おーれ	1Y 7.0/1.5 Lgr.-2 tone ペーじゅ ぺーじゅ	7.5Y 7.5/3.0 Lgr.-1 tone 薄 すすぎ	5GY 6.5/2.0 Lgr.-2 tone 中の島 なかのしま	2.5G 6.2/4.0 L.-2 tone 楡 えるむ	5BG 6.0/4.0 L.-2 tone 山鳴らし やまならし	6PB 6.0/5.0 L.-3 tone 蝦夷延胡索 えぞえんごさく	5RP 6.0/2.0 Gr.-1 tone 藤野 ふじの	5B 6.0/1.5 Lgr.-1 tone 札幌軟石 さっぽろなんせき	PB N6.5 吹雪 ぶりざーど
E 20%	10R 5.7/4.0 L.-2 tone ミルク金時 みるくきんとき	5YR 5.7/4.0 L.-2 tone 蝦夷栗鼠 えぞりす	2.5Y 5.7/4.0 L.-2 tone 馬鈴薯 ばれいしょ	7.5GY 5.7/4.0 L.-2 tone 羊ヶ丘 ひつじがおか	10GY 5.0/4.5 Dl.-1 tone モエレ沼 もえれぬま	5BG 4.3/4.0 L.-2 tone オーロラ おーろら	6PB 5.5/3.0 L.-2 tone ラベンダー らべんだー	7.5RP 4.5/2.0 Gr.-2 tone 雁金草 かりがねそう	5B 5.0/1.5 Gr.-1 tone 郭公 かつこう	PB N5.0 蝦夷巢 えぞふくろう
F 10%	7.5R 3.0/8.0 Dp.-1 tone ベチカ べちか	5YR 4.0/6.0 Dl.-4 tone 蝦夷鹿 えぞしか	7.5YR 4.0/6.0 Dl.-4 tone ピア茶 ぴあちゃ	5GY 4.0/6.0 Dl.-4 tone 藻岩山 もいわやま	10GY 4.0/4.0 Dl.-2 tone 三角山 さんかくやま	7.5G 4.0/4.0 Dl.-2 tone ポプラ ぽぷら	5PB 4.0/3.5 Dl.-2 tone 豊平川 とよひらがわ	7.5RP 2.3/4.0 Dk.-1 tone 小豆 あずき	10B 4.0/1.5 Gr.-2 tone 石切山 いしきりやま	PB N3.5 開拓使 かいたくし
G 5%	7.5R 2.3/6.0 Dk.-1 tone 煉瓦 れんが	2.5YR 2.3/4.0 Dk.-1 tone 生チョコ なまちょこ	10YR 3.3/4.0 Dk.-1 tone 団栗 どんぐり	5GY 3.3/4.0 Dk.-1 tone 熊笹 くまざさ	2.5G 2.3/4.0 Dk.-1 tone 芸術の森 げいじゅつのもり	2.5BG 2.3/4.0 Dk.-1 tone 蝦夷松 えぞまつ	5PB 2.3/2.5 Dgr. Tone 藍の里 あいのさと	5RP 2.3/2.5 Dgr. Tone 蝦夷紫 えぞむらさき	5PB 2.0/1.5 Dgr. Tone 月無夜 みつどないど	N1.5 墨烏 すみからす

上段 マンセル値…色を表す3属性（色相、明度、彩度）を数値化して色を表現したもの

下段 トーン…明暗、濃淡、派手地味など明度と彩度から生まれる色の調子

※この資料は、印刷のため実際のマンセル値とは異なります。正確には、塗装色見本を参考にしてください。

出典：色彩景観基準運用指針（札幌の景観色70色）

# 5. 届出の手続き

## (1) 届出対象行為

「景観誘導区域」については、景観計画区域における届出対象行為\*に加え、下記の行為に該当する場合にも札幌市に届出（国又は地方公共団体が行う行為は通知）が必要となります。なお、届出対象行為を行う敷地の一部に「景観誘導区域」が含まれる場合についても、届出の対象となります。

\*景観計画区域における届出対象行為：札幌市景観計画又は景観計画区域のパンフレットをご覧ください。

### 【景観誘導区域①（二十四軒・手稲通に面する区域）において追加される届出対象行為】

#### ①建築物に関する行為

- ・高さ10メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転（ただし、増築にあっては、増築部分のみでは届出対象に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は届出対象に該当せず、当該増築をもって届出対象となるものは届出が必要。）（景観計画区域における届出対象行為は除く。）

#### ②広告物に関する行為

- ・表示面積が10平方メートルを超える屋外広告物などの掲出、移転又はその内容の変更をしようとする場合（ただし、札幌市屋外広告物条例第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可が必要なものに限る。）

### 【景観誘導区域②（戸建て住宅などが多い区域）において追加される届出対象行為】

#### ①建築物に関する行為

- ・高さ15メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転又は高さの変更が伴う大規模な修繕若しくは模様替え（ただし、増築にあっては、増築部分のみでは届出対象に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は届出対象に該当せず、当該増築をもって届出対象となるものは届出が必要。）（景観計画区域における届出対象行為は除く。）

## (2) 届出が除外となる行為

「景観誘導区域」において(1)の届出対象行為に該当する場合であっても、下記に該当する場合には届出が除外されます。

### 【非常災害時の応急措置】

- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

### 【その他】

- ・その他景観の形成に影響を及ぼさないと市長が認める行為

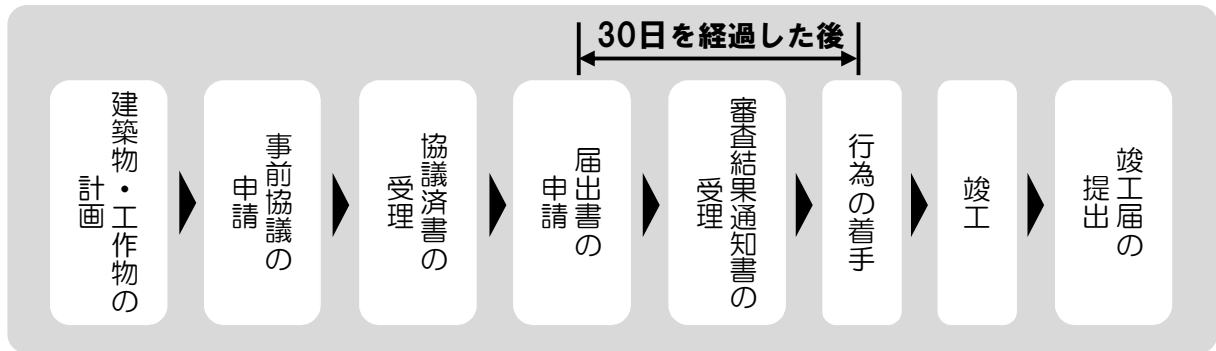
### (3) 公共事業

札幌市などが行う事業などにおいて、法や条例などで届出対象行為とならないものについても、この指針を踏まえるものとします。

### (4) 届出の流れ

「届出対象行為」に該当する行為を行おうとする者は、行為の着手30日前までに、届出を行う必要があります。

より良い景観形成を図るために、企画構想・基本計画の段階から計画の内容について事前に協議するようお願いします。



### (5) 経過措置

本指針で定める届出は、本指針の施行日（平成〇年〇月〇日）から30日を経過した時点において、すでに着手している（1）の届出対象行為については適用を除外します。

## 6. みんなで取り組む景観まちづくり活動

地区の魅力を向上させ、まちの価値を高めていくためには、日々の暮らしや営みの活動の積み重ね、居心地よく感じる環境、住み続けたいと感じさせる雰囲気づくりなどの地域の活動が大切です。

本指針の策定までに実施してきた意見交換会の意見などに基づき、地域住民や地区内の事業者、各種施設などが一体となり主体的に取り組むことで、今よりもさらにまちの魅力向上につながる取組や活動について示します。

### (1) 自然・みどりの魅力を維持・向上する活動

- ・地域の様々な主体（住民、地区内の事業者や施設など）が連携した花植え・緑化活動
- ・地域の花を決めて、苗づくりから取り組む活動
- ・ラベンダー通りの花植え・緑化活動、維持管理を地域で協力して取り組む
- ・地域への愛着を高める追分川の清掃活動



町内会によるラベンダー通りの花植え（宮の沢中央地区）

### (2) 街並み・建築物の魅力を維持・向上する活動

- ・プランターなど身近なものの色を揃えて、統一感のある街並みを演出
- ・アイスクャンドルによる冬期の魅力づくり



冬の魅力づくり アイスクャンドル制作  
（ロープウェイ入口電停周辺地区）

### (3) 地域のネットワークを生かし交流を育む活動

- ・各団体が集まり、意見交換し合う場づくり
- ・地域資源を再発見するまち歩き活動
- ・地域の顔見知りを増やす多世代交流会の実施
- ・地域の店や各種施設などを紹介したマップづくりなど、地域の情報発信



地域の魅力を発見するまち歩きイベント  
（宮の沢中央地区）

### (4) 安全・安心、生活のしやすさを維持・向上する活動

- ・住まいの周りや歩道など身近な場所の清掃活動
- ・見守り活動のレベルアップのため、福祉施設と連携した講習会の開催



まちのシンボルの桜並木の清掃活動  
（北区新川さくら並木連合町内会）



宮の沢中央地区  
景観まちづくり指針（最終案）

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話011-211-2545 FAX : 011-218-5113

URL : [http://www.city.sapporo.jp/keikaku/chiiki/machidukuri/  
miyanosawachuo.html](http://www.city.sapporo.jp/keikaku/chiiki/machidukuri/miyanosawachuo.html)

E-Mail : [keikan@city.sapporo.jp](mailto:keikan@city.sapporo.jp)